

株式会社電通グループは、国内子会社等がインターネットメディアのアフィリエイト広告を手配する業務に関する基本的な事項について、サイト運営者およびアフィリエイト・サービスプロバイダー（以下、ASP）との取引における「アフィリエイト広告発注ガイドライン」を定めています。

アフィリエイト広告発注ガイドライン

本ガイドラインは、サイト運営者およびアフィリエイト・サービスプロバイダーが遵守すべき事項を定めたものです。サイト運営者は、本ガイドラインを厳格に遵守してアフィリエイトサイトを運営しなければならないものとし、ASP は、本ガイドラインに違反するサイト運営者には、アフィリエイト広告を発注しないようにしなければなりません。

A. アフィリエイトサイトに掲載される情報についての遵守事項

- ① アフィリエイトサイトにおいて、消費者に誤認されるような表示をしてはなりません。
※以下のいずれかに該当する表示は、消費者に誤認させるおそれがあるものとみなされます。
 - a. 商品または役務のランキングの表示であって、当該ランキングがサイト運営者によって恣意的に操作されたもの（ただし、合理的根拠に基づいて設定されたランキングの表示は除きます）
 - b. アフィリエイトサイトを広告主のサイトと消費者に誤解されるような表示。
 - c. 消費者のクリックを不適切に誘発するような表示
 - d. 事実と異なる情報の表示
 - e. 虚偽または誇大な表現による表示
 - f. 広告主の広告を「広告以外」のコンテンツと消費者に誤認されるような表示

- ② 広告主から広告素材として提供を受けたコンテンツは、そのまま掲載するものとし、広告素材を改変してはならないものとします。ただし、広告を掲載する上で必要な範囲内の修正（掲載先の体裁やレイアウトに合わせたサイズ・縦横比の調整等）は除きます。
※広告素材中の画像またはテキストを変更する行為は、広告素材の改変に該当します。これらの変更を実施したり、その他の改変を行ったりしてはなりません。

- ③ アフィリエイトサイトに掲載されるコンテンツが不適切なものであってはなりません。

※下記のいずれかに該当するコンテンツは、不適切なものとみなされます。

- a. 第三者の著作権、商標権その他の知的財産権または法律上保護される権利・利益を侵害する、または侵害するおそれのあるコンテンツ
- b. 公序良俗に反するコンテンツ。

④ アフィリエイトサイトに掲載されるコンテンツは、景品表示法、薬機法、健康増進法その他の適用される法令（以下「適用法令」といいます）を遵守するものとします。

ASP およびサイト運営者は、商品・役務の提供主体であるか否かにかかわらず、景品表示法第26条に定める事業者が講ずべき措置と同等の措置を講じ、アフィリエイトサイトが適用法令に違反しないような措置を講じなければなりません。

ASP は、サイト運営者に対し、アフィリエイト広告の依頼時又はサイト運営者による受注時に、適用法令を遵守することを表明し、保証させるものとします。

サイト運営者は、アフィリエイト広告を掲載する記事や投稿作成時に、適用法令を遵守した広告運用を行うことを表明し、保証するものとします。

⑤ 広告主から提供を受けた表示内容の方針や表示の根拠となる情報等をサイト運営者と事前に共有するものとします。

ASP は、広告主において表示の根拠となる情報の事前共有が困難である場合は、サイト運営者から相談を受ける連絡窓口を設置し、対応しなければなりません。サイト運営者から相談があったときは、相談内容を速やかに広告主に報告しなければなりません。

B. アフィリエイト広告の掲載を認めてはならないアフィリエイトサイト

① 合理的根拠なく商品または役務に順位を付けるランキングサイトにはアフィリエイト広告を掲載してはなりません。

※例えば、一定のロジックに基づいて表示されたランキングであると認識されるものであるにもかかわらず、実際にはそのようなロジックが存在していなかったり、恣意的な操作が行われているものなどは、合理的根拠があるとは認められません。

※媒体社の調査に基づくランキングであっても構いませんが、広告主が自ら作成しているランキングの場合には、それが実証できるものでない限り、合理的根拠があるとは認められません。

※個人の主観(使用感)に基づくランキングであっても、直ちに合理的根拠がないと判断されるものではありませんが、個人の主観(使用感)に基づくものであることを明示することが必要です。ただし、ランキングの対象となった商品または役務を使用した経験がない者の回答に基づくものであるにもかかわらず、使用経験者の回答であるかのよう

に表示（「顧客満足度 No●」など）をした場合には、合理的根拠があるとは認められません。

※ランキングが一定のロジックによって設定されている場合に、当該ロジックに合理的根拠があつて、消費者に誤認されないのであれば、当該ロジックを開示する必要はありません。

- ② 反社会的勢力がアフィリエイトサイトの運営に直接的又は間接的に関与していると認められる場合には、当該アフィリエイトサイトにアフィリエイト広告を掲載してはなりません。

※アフィリエイトサイトが、前記①または②に該当するか否かを判断する際には、サイト運営者が個人であるか法人であるかは関係がありません。

C. 適用法令または本ガイドラインに違反した場合における措置

ASP は、アフィリエイトサイトに適用法令違反が発見された場合は、速やかにサイト運営者に対して修正または削除依頼を行わなければなりません。サイト運営者が修正・削除に応じない場合は、該当アフィリエイトサイトに対して提携解除や成果報酬の支払い停止を行わなければなりません。

アフィリエイトサイトで適用法令違反または違反のおそれが発見された場合は、該当箇所の修正・削除依頼をします。修正・削除されない場合は、当該サイトの提携解除や成果報酬の支払い停止などの措置を講じます。

以上

2019年1月4日制定

2023年3月1日改定